

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会 講師および原稿執筆等謝金に関する規程

令和3年2月14日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）が依頼する講師および原稿執筆等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

## (支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の常勤役員および職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

## (謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講演および実技指導等の実施の対価
- (2) 機関誌、教本等の査読および原稿執筆等の対価
- (3) 各種試験等の審査および採点の対価
- (4) 各種抄録等の査読の対価
- (5) 通訳および翻訳の対価
- (6) 研究調査等および作業の対価
- (7) 会議等に参加し討議の実施の対価
- (8) その他

## (謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業等を実施するうえで特別な事情がある場合には、財務委員会の承認を得て理事長が金額を決定することができる。  
ただし、20万円を超えないものとする。

## (領収書の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。  
なお、インターネットバンキングによる支払いの場合にはこの限りではない。

## (所得税の源泉徴収および納税)

第6条 謝金の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収および納税を行うものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則

1. この規程は、令和3年2月14日から施行する。
2. この規程は、令和4年2月13日に一部改正し、令和4年4月1日より施行する。
3. この規程は、令和6年1月14日に一部改正し、同日より施行する。

講師および原稿執筆等謝金に関する規程 別表1

令和6年1月14日

対象者	基準額（単価： 円）	備考
講演料（会員）	50,000	学術大会等講演、各種講習会
講演料（非会員）	100,000	学術大会等講演、各種講習会
資料作成費	30,000	専門医臨床技術向上講習会
論文査読料（会員）	3,600	学会誌
論文査読料（非会員）	6,000	学会誌
原稿執筆者（会員）	20,000	依頼論文
原稿執筆者（非会員）	50,000	依頼論文
試験採点者（口頭試問）	13,000	各種試験審査
ケースプレゼンテーション抄録査読	600	
ケースプレゼンテーション論文査読	3,600	
学術大会抄録査読	600	
委員会・会議出席	20,000	非会員のみ
倫理審査料	600	

※謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務の生じない場合においては支給しない。

※上記謝金基準額に含まれない謝金が発生した場合は、別途定める。

※上記謝金基準額に所得税は含まれません。